別紙２

建設資材価格等特別調査実施要領

１　調査方法

建設資材の市場価格等の実態を把握するため、売り手側である商社，問屋，特約店及びメーカー等の調査対象者を直接訪問して行う「面接調査」、電話で聞き取りを行う「電話調査」及び郵便等による「通信調査」を併用して実施する。

また、調査方法は、（一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会が発行している「物価資料」の調査基準及び条件に準拠するものとする。

なお、調査方法、調査プロセスについては第三者（大学教授、公認会計士、検査経験者、シンクタンク研究員等の有識者）による審査・監視の対象とし、議事概要の公表を行い価格調査結果の信頼性の向上を図る取り組みを行うこと。

２　調査時期

契約日以降随時とする。

各発注機関からの調査依頼、進捗管理、及び受注者からの結果報告は、情報共有システム（ASP）を利用して随時行うものとする。

３　調査品目及び調査分類・区分

別紙２－１「建設資材価格等特別調査分類表」に示す分類により調査を実施すること。

詳細な調査分類については、受注者は調査依頼資料を受領後、調査開始前までに各調査品目について、別紙２－１に示す分類・区分に整理し、情報共有システム（ASP）を利用して発注者に報告すること。

４　成果品（調査報告書）

（１）建設資材価格等特別調査報告書……１部（電子媒体）

（２）単価決定根拠資料（単価調査表・単価決定方法・報告ミスを防止するためのチェックリスト等）を提示すること。
また、報告ミスが発生した場合は対処方法等を提出すること。

成果品の提出先は、三重県県土整備部技術管理課とする。

成果品について疑義が生じた場合は、速やかに発注者に協議すること。